



令和7年度 事業計画

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| I 時代に求められる利用者本位の質の高いサービス提供 | 1 |
| 1 自主運営施設の取組 | 1 |
| (1) 障害児者施設 | 1 |
| (2) 高齢者施設 | 2 |
| (3) その他施設 | 3 |
| 2 県指定管理施設の取組 | 4 |
| (1) 病院 | 4 |
| (2) その他政策施設 | 5 |
| 3 虐待・不適切行為の防止、事故防止の取組強化 | 6 |
| (1) 虐待・不適切行為防止の取組 | 6 |
| (2) 事故防止の取組 | 7 |
| II 地域共生社会の実現に向けた取組 | 8 |
| 1 多世代が交流できる安心拠点づくり | 8 |
| (1) ふれあいの機会の創出による地域づくりの推進 | 8 |
| (2) 地域交流行事・施設内行事（園祭・盆踊り等）の実施 | 8 |
| 2 地域住民の健康づくり・福祉学習の支援 | 8 |
| (1) 地域住民の介護予防・健康維持の支援 | 8 |
| (2) 多世代を対象とした福祉学習の展開 | 8 |
| 3 「くにうみヴィレッジ」における取組（五色精光園・くにうみの里） | 9 |
| (1) 高齢者・障害者の総合相談の実施 | 9 |
| (2) 地域共生社会の構築に向けた取組 | 9 |
| 4 地域での障害者就労支援の取組 | 9 |
| (1) 就労支援事業の展開 | 9 |
| (2) 移動販売を通じた地域の支え合いの促進（障害者施設） | 9 |
| (3) 障害者就業・生活支援センター事業の実施 | 10 |
| 5 地域とのつながりを支える取組 | 10 |
| (1) 相談支援の充実 | 10 |
| (2) 福祉避難所の設置 | 10 |
| 6 法人及び施設の魅力・価値の発信強化（広報の推進） | 10 |
| (1) 多世代に向けた効果的な広報 | 10 |
| (2) 魅力ある広報の展開 | 10 |
| III 人材の確保・育成・定着と魅力ある職場づくり | 11 |
| 1 「働き方改革」の推進（人材定着対策） | 11 |
| (1) 業務の効率化・負担軽減の取組の推進 | 11 |
| (2) ハラスメント対策の推進 | 11 |
| (3) 職場復帰及び両立に向けた支援の実施 | 11 |
| (4) 障害のある方の雇用促進 | 12 |
| 2 専門人材の育成・強化等の推進 | 12 |
| (1) 職員のキャリアアップ・専門性向上にかかる支援 | 12 |
| (2) 介護福祉士の計画的養成（高齢者施設・障害者等施設） | 12 |
| (3) 介護支援専門員・主任介護支援専門員の計画的養成（高齢者施設） | 13 |
| (4) ユニットリーダーの計画的養成（高齢者施設） | 13 |
| (5) 強度行動障害支援の充実・強化に向けた研修受講（障害者施設） | 13 |
| (6) 認知症の対応力向上に向けた研修受講（高齢者施設） | 13 |
| (7) 各種資格の有効期限の確認及び更新研修等の計画的な受講 | 13 |
| (8) 効果的な研修の実施 | 14 |
| (9) 大学等との継続的な連携 | 14 |
| 3 アウトプット・インプット機会の創出による職員の成長支援 | 14 |
| (1) 職員研究・実践等発表大会の開催 | 14 |
| (2) 若手職員実践発表大会の開催 | 14 |
| (3) 全事協職員実践報告・実務研究論文への応募 | 15 |
| (4) 海外研修への派遣 | 15 |
| 4 多様な人材確保対策の推進 | 15 |
| (1) 職員紹介制度（リファラル採用）の創設 | 15 |
| (2) リクルーター制度の創設 | 15 |
| (3) 外国人介護人材の受入 | 15 |
| (4) SNSの活用による情報発信 | 15 |
| (5) その他の主な人材確保に向けた取り組み | 15 |
| IV 持続可能な法人運営 | 16 |
| 1 「中期経営方針」に基づいた効果的・効率的な法人運営の推進 | 16 |
| (1) ガバナンスの充実 | 16 |
| (2) 事業計画の評価 | 19 |
| 2 整備計画に基づいた施設整備等及び施設建物や備品等の長寿命化の推進 | 19 |
| (1) 「丹南精明園」の移転整備に向けた取組 | 19 |
| (2) 整備計画の定期的な見直しの実施 | 19 |
| (3) 施設整備及び大規模改修・施設の長寿命化等の推進 | 19 |
| 3 県との協働による県施策の先導的役割の実践 | 20 |

I 時代に求められる利用者本位の質の高いサービス提供

常に時代の変化に目を向け、利用者の個別ニーズに真摯に応えるために、高い人権意識を持ち、医療や看護、リハビリ及び介護技術等の専門性を向上させ、先進的なアプローチで、その人らしい自立した生活の実現に向けて支援する。

1 自主運営施設の取組

(1) 障害児者施設

ア 支援力向上の取組

「①各種点検項目（接遇・言葉かけ、利用者の呼称、介護場面での対応等）にかかる支援実態把握」「②事業団他施設（高齢・障害）との連携による研修及び訪問・見学等」「③事業本部による実態確認・意見交換」を通じて自施設の現状及び課題を分析し、改善に向けた取組を進めることで、より質の高い支援を追求する「職場風土」の醸成を推進する。

イ 強度行動障害支援の充実・強化

強度行動障害支援者養成研修など各種研修の受講や、兵庫県知的障害者施設協会が実施している「強度行動障害スーパーバイザー養成事業」（兵庫県からの委託事業）への参画を通じて、知識・技術の習得を推進する。

アセスメントに基づき、強度行動障害の背景にある環境要因の調整（構造化）を実施することで、本人のできることに、強みを活かした自立した人生の実現をめざす。

ウ 高齢・重度化への対応

利用者の高齢・重度化が進行し、身体介護を要する利用者が増加していることから、各圏域で障害・高齢施設を運営する事業団のメリットを活かし、高齢施設職員による「介護実務等研修」や、障害施設職員を高齢者施設での業務に1～2日間従事させる「異種施設現任研修」等を実施することで、介護の基本的姿勢・心構えや技術の習得を図る。

また、口腔ケア・看取り介護の実践や、必要な介護機器の導入に取り組むとともに、利用者の心身の状況に適したサービスを提供するため、日課・日中活動プログラムの見直し及び移行調整を進める。

【主な取組】

- 日中活動プログラムの見直し（小野起生園）
- 看取り介護の実践（出石精和園第2成人寮）
- 利用者の特性に応じた園内事業所間の移行調整（五色精光園）

エ 利用者の意思決定支援の推進

令和6年度報酬改定において「意思決定支援（利用者の自己決定の尊重）」及び「地域移行等意向確認（入所者への地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認）」が義務化されたことから、より一層利用者の意思・希望・ニーズを踏まえた利用者本位の支援に取り組む。

オ 共同生活援助（グループホーム）事業の展開

建物の老朽化や利用者の高齢・重度化に伴い、現状の建物設備及び支援体制では安全・快適な暮らしの継続が困難となりつつあるケースがあることから、利用者の住み替え（既存のグループホームへの集約）、入所施設・高齢者施設等への移行、建替整備等について検討を進める。

（2）高齢者施設

ア ノーリフティングケアの取組推進

ノーリフティングケアにかかる基本的技術の習得と意識の定着を進め、各種介護ロボット等の活用を通じて“人にやさしい”ケア（利用者の身体的・精神的負担軽減、職員の介護負担軽減・腰痛予防）を推進する。

また、圏域ごとに普及推進施設を定め、法人内外を問わずノーリフティングケアの普及と技術向上の支援に努める。

| 圏域 | 普及推進施設 |
|-----|-------------|
| 神戸 | 万寿の家 |
| 西播磨 | 朝陽ヶ丘荘 |
| 但馬 | たじま荘 |
| 丹波 | 丹寿荘 |
| 淡路 | あわじ荘 くとうみの里 |

イ 介護現場の生産性向上（介護の質の向上）の推進

より多くの利用者に対して、一層質の高いケアを提供するために、業務効率化や機器・設備の導入等の取組を推進する。

【主な取組】

- 「生産性向上推進委員会」（各施設に設置）における業務負担実態にかかる調査・分析及び改善策の検討・実施等
- 「労働環境改善支援事業補助金（兵庫県）」等の補助金・助成金を活用した計画的な介護機器等（見守り支援機器、介護リフト等）の導入

ウ 個別支援の推進

認知症の方へのケアの充実を図るため、認知症介護実践者研修、リーダー研修等の計画的な受講を推進し、認知症ケアにかかる加算（「認知症専門ケ

ア加算」又は「認知症チームケア推進体制加算」)を全施設で必ず取得する。
「認知症チームケア推進体制加算」取得施設においては、算定人数の増に努め、より多くの利用者に専門的ケアを提供する。

栄養ケア・口腔ケアを通じて、「利用者の適切な栄養状態の把握」「利用者の健康増進」「誤嚥性肺炎ゼロ」を推進する。

施設利用者が住み慣れた施設で最期までその人らしく暮らせるように、本人や家族の意向を尊重した看取りケアに取り組む。

エ 居宅系事業の展開

在宅高齢者及びその家族等の相談対応や、介護を必要とする方に適切な介護サービス（ショートステイ、デイサービス等）が受けられるようサポートすることを通じて、心身機能の維持回復、家族介護者の負担軽減、独居高齢者等の孤立感の解消等を図り、可能な限り地域での生活を継続できるよう支援する。

オ 訪問系事業の展開（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問員（ホームヘルパー等）が利用者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等のサービスを提供する。

カ 認知症対応型共同生活介護の展開

認知症の方にとって生活しやすい環境を整え、少人数の中で「なじみの関係」をつくり上げることにより、日常生活上の課題や認知症状の軽減、心身の状態の平穏を図る。

(3) その他施設

ア のぞみの家（救護施設）

生活困窮者等を受け入れ、地域で自立した生活に移行できるよう、居宅生活訓練事業を実施するとともに、居宅に移行し地域で暮らす退所者に対して、通所や訪問により支援するための保護施設通所事業を実施する。

イ 自立生活訓練センター（障害者支援施設）

身体に障害のある方や高次脳機能障害のある方に対して、社会復帰をめざした自立訓練（社会リハビリテーション）を実施する。

訓練・評価・生活支援を通じた身体能力・社会生活力等向上に取り組むとともに、職場や学校、家庭へ復帰するために必要な機能の回復を図る。

【主な取組】

○社会生活の自立度評価指標（S I M）の導入、活用

ウ 地域ケア・リハビリテーション支援センター

高齢者や障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、看護師、リハビリスタッフ、相談支援専門員、訪問介護員など多職種連携のもと、トータルな医療・福祉サービスの提供に取り組む。

【主な取組】

- 地域リハビリテーション支援センター運営事業（県補助）
- 高次脳機能障害支援体制強化事業（県委託）

エ あけぼのの家（多機能型事業所）

障害のある方に対して、就労支援サービスに基づく働く場を提供するとともに、企業等への就職、就職後の支援などを行うことにより、社会参加・社会復帰を図る。

オ 浜坂温泉保養荘（障害者更生センター）

利用ニーズに対応した個人・団体（合宿、研修等）向けプランの提供及び効果的な広報活動等を積極的に行うことで、新たな顧客獲得に向けた取組を推進する。

2 県指定管理施設の取組

（1）病 院

ア 中央病院

（7）医療DXの推進

令和6年度に更新した新電子カルテシステムを中心に、診療機能の高度化、医療安全の向上に向けた取組を推進する。また、専門人材の獲得を進め、組織体制を構築する。

（4）病院機能評価（高度・専門機能）の受審

令和7年9月の受審に向けて、これまでプロジェクトチームで準備を進めていたものを、病院全体の取組に移行していく。

【主な取組】

- 子どものリハビリテーション・睡眠・発達医療センター
- スポーツ医学診療センター
- 人工関節センター

イ 西播磨病院

患者の早期在宅復帰、職場復帰等を支援するため、回復期病棟及び障害者病棟を中心として、高度で専門的なリハビリテーション医療の提供に取り組むとともに、設備、医療機器等の整備（修繕・更新）を計画的に行い、医療安全の向上を図り、安全安心な診療環境を整えることで、選ばれる病院づくり

を推進していく。

【主な取組】

- 神経難病リハビリテーションセンター
- 認知症疾患医療センター（県委託）
- 摂食嚥下支援センター

（２）その他政策施設

ア 職業能力開発施設

科学的な評価システムによる職業能力の評価と、作業環境を工夫した開発訓練、職場実習、定着支援など、一連の就労支援サービスに取り組む。

【主な取組】

- 障害者雇用・就業支援ネットワーク構築事業（県委託）
- 重点分野（清掃・介護）における障害者就労促進事業（県委託）
- しごと開拓支援事業（県委託）
- 障害者体験ワーク事業（県委託）
- ひょうごジョブコーチ推進事業（県委託）
- 就労選択支援事業（令和7年10月実施に向けて調整）

イ おおぞらのいえ（障害児入所施設）

肢体不自由児の日常生活及び社会的な自立を支援するとともに、児童発達支援事業等の通所事業の利用促進に取り組む。

ウ 障害者スポーツ交流館

県下の障害者スポーツの拠点施設として、各種障害者スポーツの普及・啓発及び交流活動の促進に取り組み、共生社会の実現に向けて、施設の機能を発揮する。

エ 福祉のまちづくり研究所

県施策と整合を図りながら、介護テクノロジーやフレイル評価システム、コミュニケーションを支援する新たな技術開発等の研究開発を福祉施設や企業等と連携しつつ推進する。

また、介護現場の課題に応じた介護テクノロジー等の導入支援に取り組むとともに、「福祉用具展示ホール」や「次世代型住モデル空間」などを活用して、安全・安心な介護現場づくり及び機器を適切に使用できる人材育成に取り組むほか、企業の介護テクノロジー等の開発支援を推進する。

さらに、高齢者介護・障害者支援に関わる人材育成を目的に、各種県委託研修のほか、ノーリフティングケア研修などの研修事業を実施する。

【主な取組】

- 認知症介護実践者等養成事業（県委託）
- 相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修実施事業（県委託）
- ロボットリハビリテーション拠点化推進事業（県委託）
- 小児筋電義手バンク支援事業（県補助）
- 介護ロボット導入・生産性向上支援推進総合事業（県委託）

オ ふれあいスポーツ交流館

スポーツボランティアの受入や地域交流事業の推進等、地域連携の中核拠点施設として、障害児者、高齢者等の競技スポーツ等を通して、地域住民に対する障害児者スポーツの普及並びに高齢者の健康維持増進及び社会参加の促進を図る。

カ 研修交流センター

西播磨圏域を中心に、利用者ニーズに合わせた福祉機器の展示及び情報発信を行うとともに、高齢者介護・障害者支援に関わる人材育成の全県拠点施設として、福祉のまちづくり研究所との連携のもと広範な研修を実施する。

【主な取組】

- 認知症介護実践者等養成事業（県委託）

キ 清水が丘学園（児童心理治療施設）

心理・行動面の課題を抱えた被虐待児、発達障害児等への多様な心理療法や生活支援を実践する。

また、通所や外来相談では、支援を必要としている地域の家庭に対する相談支援を行う。特に不登校対策では県の「不登校児童生徒への全県応援ネットワーク」の一機関としての役割を担う。またセミナー開催や里親研修等への講師派遣にて、施設機能の地域への提供・発信を行う。

ク こども発達支援センター

発達障害の早期発見・早期支援拠点として、診断・診療、療育を行う。

また、出張発達健康相談や研修などを実施し、市町の療育体制づくりへの支援や地域の療育機関関係職員のスキル向上を図る。

3 虐待・不適切行為の防止、事故防止の取組強化

（1）虐待・不適切行為防止の取組

ア 遵守事項の明示

利用者、患者サービスを提供する施設の全職員に対して、採用面接時または採用前後に最低限遵守すべき事項を文書で明示し、遵守を求める。

また、在職中の職員についても、各施設の職員会議、虐待・不適切行為防止委員会等の場で文書により適宜周知する。

イ 自己評価・リーダー評価の実施

「あったかサポート実践運動」、「虐待防止チェックリスト」などを活用した自己評価を行い、リーダーによるフィードバック及び管理監督職による職員面談等を通して意識向上、早期発見・対応につなげる。

ウ 風通しのよい職場づくり

施設長等管理監督職による職員との個別面談や職員間でのコミュニケーションの促進を通じて意見を言いやすい環境・雰囲気づくりを図り、負担感やストレス等の抱え込みを防止するとともに、より良い支援を追求する職場風土の活性化につなげる。

(2) 事故防止の取組

ア アセスメントの強化による事故リスクの減少

- ・ヒヤリハットの情報共有
- ・安全対策検討委員会（事故防止検討委員会）や安全対策担当者の設置
- ・事故発生後の要因分析及び再発防止策の検討・実施

イ K Y T (危険予知トレーニング)の推進

事故につながり得るリスクへの「気づき」のトレーニングとして、全職員を対象に、支援・介護現場における「危険」（利用者要因、職員要因、環境要因）を確認し、改善策を検討する研修を定期的の実施する。

ウ 事故事例の分析及び共有

各施設において、個々の事例に対して内容・発生場所・対応方法等を検証するとともに、事務局担当課、事業本部において、集約した事故の傾向等を分析したうえで、情報共有を図り、再発防止につなげる。

Ⅱ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の一員として、パートナーシップを大切にし、共に学び合い、成長する共生社会の実現に向けて取組み、地域の発展と福祉の向上に貢献する。

1 多世代が交流できる安心拠点づくり

(1) ふれあいの機会の創出による地域づくりの推進

喫茶コーナーや地域交流スペース等を活用し、地域住民、施設利用者、職員が日常的に交流できる場を提供し、ふれあいを通じて地域の一員としての認識と相互理解を深める機会を提供する。

【主な取組】

- 地域交流カフェ、サロン活動
- 趣味・文化活動
- 作品の常設展示や企画展

(2) 地域交流行事・施設内行事（園祭・盆踊り等）の実施

各施設で開催する行事等を通じて、地域住民と施設利用者等との交流を図り、地域に開かれた施設運営を推進する。

【主な取組】

- 園祭、盆踊り大会
- ボランティアや保育園園児等との交流行事

2 地域住民の健康づくり・福祉学習の支援

(1) 地域住民の介護予防・健康維持の支援

ア 「生きがいデイ」等の実施（高齢者施設、浜坂温泉保養荘）

地域で暮らす高齢者を対象に、介護予防体操や喫茶・食事の提供、趣味の活動など、生きがいを持ちながら健康に暮らし続けるための活動を提供する。

イ 健康増進・フレイル予防等への貢献（万寿の家・立雲の郷）

(7) 運動プログラムの提供

健康・身体能力チェック、体操・筋力トレーニング、可動域トレーニング、バランストレーニング等や健康に関する専門相談・アドバイスを実施

(4) フレイル予防

地域住民を対象とした、フレイル予防の3本柱である運動、栄養（食・口腔）、社会参加に関するサービスの提供

(2) 多世代を対象とした福祉学習の展開

地域住民、学生等を対象に、福祉や介護の基礎知識を学ぶ機会を提供し、地域全体で支え合う意識を醸成する。

【主な取組】

- 「介護技術講座」「ノーリフティングケア体験講座」（地域住民対象）
- 「認知症カフェ」「認知症サポーター養成講座」（地域住民対象）
- 「トライやるウィーク」の受入（中学生対象）
- 出前授業（福祉・介護のイメージアップ推進）（小学生、中学生対象）

3 「くにうみヴィレッジ」における取組（五色精光園・くにうみの里）

（1）高齢者・障害者の総合相談の実施

同一建物内で高齢・障害の相談事業を展開しているメリットを活かし、施設等への入居・入所相談、在宅支援相談、就労相談等、高齢者・障害者への一体的な相談支援を展開する。

（2）地域共生社会の構築に向けた取組

同一敷地内に位置するくにうみの里（特別養護老人ホーム）・くにうみの家（日中支援型グループホーム）・洲本市立なのはなこども園（認定こども園）と地域住民、行政機関などが行事やイベント等を通じて交流を図り、共生・つながりを実感できる地域コミュニティ（地域共生社会）を創生する。

4 地域での障害者就労支援の取組

（1）就労支援事業の展開

就労系福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）の提供を通じて、就労に必要な知識及び技術の習得・向上、就労の機会の提供、就労を希望する障害者等の相談・サポート等を推進する。

職業能力開発施設においては、令和7年10月に新設される「就労選択支援事業」の開始に向け、情報収集及び各種調整・準備を進めていく。

【就労継続支援B型事業所における平均工賃月額】

| 施設名 | | R6（見込） | R7（目標） |
|--------|----------|----------|----------|
| あけぼのの家 | | 36,422 円 | 37,422 円 |
| 小野福祉工場 | | 45,000 円 | 45,500 円 |
| 出石精和園 | RakuRaku | 42,700 円 | 42,800 円 |
| | ひまわりの森 | 15,260 円 | 15,410 円 |
| 五色精光園 | あゆみの部屋 | 30,350 円 | 30,450 円 |
| 赤穂精華園 | やまびこ寮 | 19,125 円 | 20,188 円 |

（2）移動販売を通じた地域の支え合いの促進（障害者施設）

就労支援事業として活用する移動販売車による生産品（パン・焼き菓子等）販売を通じて、「地域づくり・見守り支援」に供するとともに、特に高齢者や障害者が日常生活を送る上での利便性を向上させる。

(3) 障害者就業・生活支援センター事業の実施

(五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園)

地域の障害者雇用・就業支援ネットワーク等を活用し、障害者の就業や生活面の支援を行うことで、障害者の雇用・就業及び職業的自立を促進する。

| 各センターの事業内容 |
|--|
| ○雇用安定等事業 ○生活支援等事業 ○障害者雇用就業・定着拡大推進事業 ○職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業（三木精愛園のみ） |

5 地域とのつながりを支える取組

(1) 相談支援の充実

居宅介護支援事業所や相談支援事業所をはじめ、高齢者施設に設置している「ヤングケアラー等相談窓口」や総合リハビリテーションセンターに設置している「高次脳機能障害相談窓口」等、事業団の有するノウハウを効果的に活用し、高齢者、障害児者及びその家族等が抱える多様化・複雑化するニーズに対応していく。

(2) 福祉避難所の設置

高齢者施設、障害者施設等で指定を受けている福祉避難所において、災害等発生時、市町と連携のうえ、要援護者（高齢者、障害者等）の支援にあたることで、地域住民の安全・安心を保障する。

6 法人及び施設の魅力・価値の発信強化（広報の推進）

(1) 多世代に向けた効果的な広報

各種行事・イベントや研修会・説明会等の場の活用に加え、Web サイトやSNSを中心とした広報・情報発信を強化し、学生等の求職者、利用者・利用希望者及びその家族、地域住民、関係機関など、情報を必要としている人へのタイムリーな情報発信を図る。

(2) 魅力ある広報の展開

「働きがいのある職場」「利用者本位の質の高いサービス」等の施設の魅力が一層生き生きと伝わるよう、Web サイトやSNSの運用にあたっては、写真・動画等のコンテンツや職員の声等を積極的に取り入れる。

Ⅲ 人材の確保・育成・定着と魅力ある職場づくり

職員がやりがいを持ち続け、能力を最大限に伸ばし成長できる職場づくりをめざし、未来を見据えた人材の確保・育成を通じて職場の魅力向上に積極的に取り組む。

1 「働き方改革」の推進（人材定着対策）

（1）業務の効率化・負担軽減の取組の推進

ア DX化（デジタル・トランスフォーメーション：デジタル機器の活用を通じた業務改善・組織風土の変革）の推進

バックオフィス業務を中心に、これまで手作業に頼っていた業務等の見直しを進めることで、「職員の負担軽減（働きやすい職場づくり）」及び「業務効率化・業務能率向上」の実現を図る。

業務の見直しにあたっては、法人に推進チームを設置し、各種機器・システム等の更新及び導入を検討・実施する。

【更新や導入を検討する機器・システム等】

- 更新 人事給与、労務管理、グループウェア、電子カルテ（病院）、介護・支援記録（福祉施設）等
- 新規 文書管理、電子決裁、経費精算、勤務表作成等

イ 介護ロボット等を活用したケアの普及（高齢者施設）

見守り支援機器、移乗支援ロボット、情報連携機器（インカム等）などの活用により、職員の負担軽減・業務改善に取り組む。

介護ロボット等を活用したケアの普及・定着を図るため、ノーリフティングケア推進委員会等を中心に計画的な職員教育を推進するとともに、生産性向上推進委員会において機器使用状況及び効果等を定期的に確認・検証する。

ウ 労働時間の適正な管理

毎年度、超過勤務縮減目標を定め、その達成に努めるとともに、定期的に検証し、必要に応じて業務配分の見直しや業務全般の改善を行う。

また、超過勤務を行う場合は、事前の命令又は届出、承認、及び実績確認を適切に実施する。

（2）ハラスメント対策の推進

ハラスメントに関する法律や当事業団の職員就業規則、取組指針の趣旨に基づき、ハラスメント防止の徹底に取り組む。

（3）職場復帰及び両立に向けた支援の実施

ア 子育て支援制度の充実

令和7年4月から順次、施行される改正育児・介護休業法の趣旨を踏まえ、

既存の育児短時間勤務制度（「0歳から3歳までの子」「小学校1年生から3年生までの子」を養育する職員を対象）に、「3歳から小学校就学前の子」を養育する職員を対象に加えるとともに、育児休業や育児短時間勤務を取得せず勤務する職員のサポートを目的に育児に関する新たな休暇制度を創設する。

また、育児短時間勤務の時間区分の拡充を図り、職員の子育て時期の柔軟な働き方の実現に向け、子育て支援制度を充実する。

イ 子育て・介護に係る支援制度の利用促進

職員への子育て・介護に係る支援制度の個別周知と意向確認、情報提供を行うことで、職員への制度の理解や効果的な利用を促進し、離職防止を図る。

また、制度利用中の職員への面談、懇談会の実施により、相談や情報提供等を行うことで、円滑な職場復帰に向けた支援を実施する。

(4) 障害のある方の雇用促進

ハローワークや就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターへの働きかけや、障害者トライアル雇用制度を活用し、障害のある方の雇用を促進する。

2 専門人材の育成・強化等の推進

(1) 職員のキャリアアップ・専門性向上にかかる支援

職員のキャリアアップ・専門性向上を図るため、資格取得及び各種研修の受講を推進するほか、大学進学等にかかる支援を継続する。

【事業団におけるキャリアアップ支援制度】

| 項目 |
|---|
| 高等学校卒業者の通信制福祉系大学進学のための修学資金貸与制度 |
| 県立総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与制度 |
| 社会福祉士資格取得希望者への社会福祉士修学資金貸与制度 |
| 看護学生に対する看護師修学資金貸与制度 |
| 看護師の急性期病院等への長期実践研修への派遣 |
| 看護師の認定看護師養成研修への派遣 |
| 障害・高齢関係施設の業務従事や加算取得に必要な資格取得研修への公費負担による派遣 介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等の資格取得者に対する報奨金支給制度 |

(2) 介護福祉士の計画的養成（高齢者施設・障害者等施設）

介護福祉士有資格者を計画的に養成し、支援の質の向上を図るとともに、加算取得による収入増にもつなげていく。

介護福祉士の効率的・効果的な養成を図るため、引き続き研修事業者へ「介護福祉士実務者研修」を委託して実施する。

(3) 介護支援専門員・主任介護支援専門員の計画的養成（高齢者施設）

介護支援専門員の効率的・効果的な養成を図るため、引き続き研修事業者による「全国公開模擬試験」の積極的な受験を推進する。

また、居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員配置義務の経過措置期間（令和9年4月）までに主任介護支援専門員を計画的に養成する。

(4) ユニットリーダーの計画的養成（高齢者施設）

ユニット型特別養護老人ホームにおける利用者一人ひとりの個別ケアの充実を図るため、各施設の指導的役割を担う人材の「ユニットケア研修」（一般社団法人日本ユニットケア推進センター主催）の受講を推進し、計画的な人材育成に取り組む。

(5) 強度行動障害支援の充実・強化に向けた研修受講（障害者施設）

強度行動障害支援者養成研修など各種研修の受講を進め、強度行動障害支援にあたっての基礎的な知識・技術の習得を推進する。

また、兵庫県知的障害者施設協会が実施している「強度行動障害スーパーバイザー養成事業」（兵庫県からの委託事業）に参加し、事例検討会の実施や他法人に対するコンサルテーションへの同行等を通じて、支援力の向上及び地域の拠点施設としての指導力の向上をめざす。

（五色精光園：R6年度末修了 丹南精明園：R7年度末修了予定 三木精愛園：R8年度末修了予定）

(6) 認知症の対応力向上に向けた研修受講（高齢者施設）

認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等の計画的な受講を推進する。

令和6年4月以降の新規採用者で「認知症介護基礎研修」未受講者（医療・福祉関係の有資格者は除く）については、随時受講させる。

(7) 各種資格の有効期限の確認及び更新研修等の計画的な受講

（障害者等施設・高齢者施設）

事業の実施及び継続に必要な資格について、その有効期限及び更新研修の受講時期を的確に把握する。

【把握する資格】

（障害者等施設） 相談支援専門員、サービス管理責任者、
児童発達支援管理責任者

（高齢者施設） 介護支援専門員、主任介護支援専門員

(8) 効果的な研修の実施

人材育成基本方針に掲げる「組織性研修」、「専門性研修」、「特別研修」、「自己啓発援助制度（SDS）」の4体系の研修により、系統的・継続的に人材育成を実施する。

| 区 分 | 研 修 名 |
|---------------|------------------------------|
| 組織性研修 | 採用前研修 |
| | 新規採用職員集合研修 |
| | 採用2年目フォローアップ研修 |
| | 採用3年目フォローアップ研修 |
| | 中堅職員研修 |
| | 管理・監督職研修 |
| 専門性研修 | 新規職員職場内研修（OJT） |
| | 福祉職への各種研修（介護福祉士実務者研修、虐待防止研修） |
| | 施設看護師専門研修 |
| | 管理栄養士・栄養士専門研修 |
| | 事務職員研修 |
| 特別研修 | 海外派遣研修 |
| | 施設マネジメント研修 |
| | 人事考課研修 |
| | 交通安全研修 |
| 自己啓発援助制度（SDS） | 自主研究・実践グループ支援事業 |
| | 職員研究・実践等発表大会、若手職員実践発表大会の開催 |
| | 事業団紀要・全事協論文への応募 |

(9) 大学等との継続的な連携

神戸学院大学及び関西福祉大学については、医療又は福祉人材の育成に係る連携協定により、学生の臨床実習や福祉の現場体験の受入等を継続する。

その他の大学及び専門学校等においても、学生の实習等を積極的に受け入れて、医療又は福祉人材の育成を支援する。

3 アウトプット・インプット機会の創出による職員の成長支援

(1) 職員研究・実践等発表大会の開催

日常業務の成果や、利用者支援の向上に向けた取組等の調査・研究結果等について発表し、発表者及び参加者相互の資質向上を図る。

(2) 若手職員実践発表大会の開催

入職5年目までの若手職員を対象に、障害児者施設、高齢者施設等における「利用者のやりたいこと・その人らしい生き方の実現」に向けた取組について、事例発表を行い、日々の支援の振り返りや職員間の相互交流、自己研鑽意欲の

醸成及びモチベーションの維持・向上を図る。

(3) 全事協職員実践報告・実務研究論文への応募

各施設の支援内容や成果を取りまとめ、全事協職員実践報告・実務研究論文に応募し、広く発信するとともに、事業団内外からのフィードバック等により、支援に対する職員自身の気づきやモチベーションの向上を図る。

(4) 海外研修への派遣

諸外国における医療・福祉の事情について実地研修によって学ぶことで、職員の視野を広げるとともに、資質やモチベーションの向上を図る。

4 多様な人材確保対策の推進

(1) 職員紹介制度（リファラル採用）の創設

職員が、当事業団に相応しい人材を紹介することにより、人材確保を促進するとともに、入職後は、紹介職員が被紹介者の良き相談相手となり、人材の定着を図る。

(2) リクルーター制度の創設

法人本部の採用担当者と連携し人材確保をサポートする役割を担う者をリクルーターとして指定し、リクルーターが、インターンシップ、就職説明会及び出身校への訪問等を通じて就活生等に対し、当事業団で働く魅力、仕事のやりがい等を伝える。

(3) 外国人介護人材の受入

現在、特定技能の在留資格を有する外国人介護人材を4名（万寿の家2名、くこうみの里2名）受け入れているが、今後、高齢者施設において、より一層、外国人介護人材の受入を進める。

(4) SNSの活用による情報発信

各施設の行事、職員研修、求人広報（就職説明会の開催案内）等の取組を情報発信する。

(5) その他の主な人材確保に向けた取り組み

- ・事業団主催の就職説明会（対面・オンライン）の開催
- ・実習等の積極的な受入
- ・大学、専門学校等への訪問による求人活動
- ・高等学校指定校求人の活用
- ・社会人（転職希望者）に特化した就職説明会や現場体験等の開催
- ・求人サイトを活用した求人広報
- ・外部団体主催の就職フェアへの参加
- ・内定者のフォローアップ（個別面談、交流会等の実施）

IV 持続可能な法人運営

安定した法人運営を継続するため、常に時代の変化に適応し、適切な経営目標の設定と進捗管理、事業の適正化（スクラップ&ビルド）等、公正・効率的な運営を推進する。

1 「中期経営方針」に基づいた効果的・効率的な法人運営の推進

(1) ガバナンスの充実

ア 事業本部制による組織運営

(7) 事業目標・経営管理（課題解決と経営管理の取組）

事務局・各事業本部・各施設が協働して問題解決や目標達成のための具体的な取組方策、経営収支目標等の評価指標を決定し、定期的な進行管理を行うことにより、目標達成や経営管理の取組を強化する。

(4) 収支改善・安定経営に向けた取組

a 利用・稼働率向上に向けた取組

法人及び各施設の経営状況や利用ニーズ等を踏まえ、適切な目標利用率、稼働率を設定し、事業本部毎に収支分析を定期的実施する。

b 報酬改定を踏まえた取組

令和6年度報酬改定の内容及び施策全体の方向性を踏まえ、対応を進めるとともに、未取得加算及び上位加算の取得に努め、加算収入による収入増を図る。

(7) 継続的な事業の整理（スクラップ&ビルド）

施設の経営状況、近隣事業所の動向、利用ニーズ等を踏まえ、効果的・効率的な運営ができるよう、事業定員の見直しや事業存廃について検討・実施する。

【見直しを実施する事業】

| 施設名 | 見直し後 | 見直し前 |
|-------|--|---|
| 五色精光園 | 成人寮生活介護 定員 90 名 | 成人寮生活介護 定員 100 名 |
| 五色精光園 | 共同生活援助 定員 28 名 | 共同生活援助 定員 30 名 |
| 赤穂精華園 | 成人寮の分割（小規模化） | 成人寮 （一課 117 名、二課 64 名） |
| 赤穂精華園 | 共同生活援助 定員 24 名 | 共同生活援助 定員 30 名 |
| ことぶき苑 | 訪問介護：施設内利用のみ継続 介護予防日常生活支援総合事業（訪問型サービス）：事業廃止 障害者居宅介護：事業廃止 定期巡回随時対応型訪問介護看護：事業廃止 | 訪問介護（在宅、施設内利用） 介護予防日常生活支援総合事業（訪問型サービス） 障害者居宅介護 定期巡回随時対応型訪問介護看護 |

【見直しを検討する事業】

| 施設名 | 事業名 | 検討内容 |
|-------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| ひまわりの森 | 生活介護 共同生活援助 | ・施設の老朽化への対応 |
| 赤穂精華園 | 共同生活援助 | ・利用ニーズに応じた定員規模への見直し ・施設の老朽化への対応 |
| 丹南精明園 | 共同生活援助 | ・利用ニーズに応じた定員規模への見直し |
| ことぶき苑 | 養護老人ホーム 居宅介護支援 | ・事業運営の見直し検討 |
| 洲本市五色 健康福祉総合 センター | 特別養護老人ホーム 短期入所 居宅介護支援 | ・指定管理（洲本市）のあり方検討 |
| 立雲の郷 | とらふす道場 | ・事業運営の見直し検討 |
| 浜坂温泉 保養荘 | 障害者更生センター | ・事業運営のあり方検討（兵庫県と協議） |
| おおぞらの いえ | 児童発達支援 | ・指定管理のあり方検討（兵庫県と協議） |

※（参考）令和6年度中に見直しを決定した事業

| 施設名 | 見直し後 | 見直し前 |
|--------|---------------------------------------|------------------------------------|
| ひまわりの森 | 笑顔の森むらおか生活介護 定員 15 名 | 笑顔の森むらおか生活介護 定員 14 名 |
| 赤穂精華園 | 共同生活援助 定員 30 名 | 共同生活援助 定員 37 名 |
| あわじ荘 | 地域密着型通所介護 定員 16 名 | 地域密着型通所介護 定員 18 名 |
| 丹寿荘 | 介護予防日常生活支援総合事業 （通所型サービス） R7.3 事業廃止 | 介護予防日常生活支援総合事業 （通所型サービス） 定員 3 名 |

イ 財務規律及び収益管理の強化

(7) 事務局による指導等

各施設からサービス区分毎の年間収支見込報告を定期的に求め、改善が必要な事業に対して迅速な指導を行うとともに、当初予算の一部に対し執行保留を行ったうえで施設に示達することにより、一層の経費削減を促進する。

(4) 会計監査人監査の実施

- ・契約事務全般に係る決裁等について、法令や規則等との整合性の確認
- ・会計処理に係る確認
 - 〔財産及び負債に係る管理及び取扱方法の確認〕
 - 〔収入及び費用に係る決裁及び根拠資料の確認等〕
- ・全施設への指摘・指導内容のフィードバックの実施

ウ リスク管理の取組

(7) 職員の人権意識の強化に向けた取組の推進

- ・「あったかサポート」実践運動の実施
- ・「利用者支援における虐待・不適切行為禁止に係る取組強化方針」に基づいた取組の推進
- ・管理監督職を含む全職員の虐待防止研修の受講
- ・チームアプローチによる支援の徹底
- ・職員のストレス軽減
- ・虐待防止チェックリストを用いた自己点検の実施（年2回以上）
- ・身体拘束廃止・防止の取組推進
- ・障害者差別解消法への対応(合理的配慮義務の遵守)

(4) 感染防止対策の徹底

「感染症マニュアル」に基づいた感染防止対策を全職員に周知徹底するとともに、職場内研修等を通じて、感染防止対策の正しい知識を習得する。

(7) 自然災害への対応

「危機管理基本方針」をもとに、地震災害と風水害・土砂災害それぞれの災害特性に応じた配備体制に基づき、適切な対応が迅速に行えるよう取り組む。

(I) 業務継続計画（BCP）の効果的な運用

感染症や災害への対応力強化を図ることから、令和6年度より策定が義務化された業務継続計画（BCP）について、新型コロナウイルス等各種感染症対応や、地震等災害時における職員の応援派遣の経験等を踏まえ、より効果的な運用に向けて随時見直し等を行う。

また、令和7年度から業務継続計画（BCP）に基づく研修及び訓練が義務化（減算要件）となることから、平時においても定期的な研修及び訓練（シミュレーション）の実施を徹底する。

(カ) 安全安心総点検の実施（年1回全施設で実施）

利用者の安全・安心の確保に向け、年1回以上の非常用設備点検及び災害時用備蓄品の点検・確認により、災害等の防災・減災に活かす。

(カ) 交通安全への取組（「あんしん運転運動の展開」）

利用者の送迎等において、交通安全により一層配慮した運転に取り組み、高齢の方や障害のある方などが安心して外出できる地域づくりに貢献する。

また、交通安全に係る研修を実施し、安全運転管理に係るリスクマネジメント力の向上を図る。

(キ) 防犯体制の強化

「社会福祉施設等の防犯対策点検ガイドライン及びチェック表」により、自己点検を実施するとともに、不審者対応訓練などの防犯対策に取り

組む。

(ク) 苦情・事故等の対応に係る情報共有の強化

施設内で発生した苦情・事故等の対応について、事業本部内及び事務局内で情報共有を図るとともに、事故事例や苦情にかかる集計・分析等の結果をイントラメリットに掲載し、職員に周知することで再発防止に努める。

(2) 事業計画の評価

中期経営方針に基づいた事業計画の進捗状況について、年度毎に定性評価、定量評価等を行い、継続的に事業の改善点を明らかにし、効率的で質の高い事業実施につなげる。

2 整備計画に基づいた施設整備等及び施設建物や備品等の長寿命化の推進

(1) 「丹南精明園」の移転整備に向けた取組

①安全・安心な生活空間、②障害特性に配慮した活動空間の提供、③地域とともに育つ施設をめざし、令和8年度供用開始に向けて、旧県立柏原病院跡地（丹波市）への移転整備を進めていく。

| 区分 | 現行 | 移転後 |
|----------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 実施事業及び定員 | 施設入所支援（96名）、短期入所（4名）、生活介護（110名） | |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 地上2階建 | |
| 敷地面積 | 19,284 m ² | 27,970 m ² （現施設の1.45倍） |
| 延床面積 | 3,715 m ² | 5,982 m ² （現施設の1.61倍） |
| 居室構造 | 多床室（2人部屋）※一部個室 | 全室個室 |

(2) 整備計画の定期的な見直しの実施

物価高騰や感染症の拡大、時々の社会情勢の変化や収支状況等を見ながら、適宜整備計画の見直しを行い、計画的に整備の実施に向けた検討を行う。

(3) 施設整備及び大規模改修・施設の長寿命化等の推進

整備計画に基づいた施設整備及び大規模改修を計画的に実施するとともに、建物（躯体・設備）、備品について、問題箇所等を早期に発見し、その老朽度、安全性に応じて適切なメンテナンス及び更新を実施し、施設の長寿命化を図る。

3 県との協働による県施策の先導的役割の実践

指定管理施設において、県とのパートナーシップのもと福祉と医療に関する多様な機能を発揮することで、県施策の一翼を担い、先導的な役割を果たすとともに、効率的な運営を推進する。

<県指定管理施設(10施設)>

| |
|---|
| <p>【総合リハビリテーションセンター】 中央病院、福祉のまちづくり研究所、職業能力開発施設、障害者スポーツ交流館、おおぞらのいえ</p> <p>【西播磨総合リハビリテーションセンター】 西播磨病院、ふれあいスポーツ交流館、研修交流センター</p> <p>【清水が丘学園】</p> <p>【こども発達支援センター】</p> |
|---|

【県からの主な受託・補助事業】

| | | |
|---|-------|------------|
| <総合リハビリテーションセンター関係> | | |
| ①障害者雇用・就業支援ネットワーク構築事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ②重点分野(清掃・介護)における障害者就労促進事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ③しごと開拓支援事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ④障害者体験ワーク事業 | (県委託) | 労政福祉課) |
| ⑤ひょうごジョブコーチ推進事業 | (県委託) | 労政福祉課) |
| ⑥認知症介護実践者等養成事業 | (県委託) | 健康増進課) |
| ⑦相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修実施事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑧ロボットリハビリテーション拠点化推進事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ⑨小児筋電義手バンク支援事業 | (県補助) | ユニバーサル推進課) |
| ⑩地域リハビリテーション支援センター運営事業 | (県補助) | 高齢政策課) |
| ⑪高次脳機能障害支援体制強化事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑫巡回更生相談事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑬介護ロボット導入・生産性向上支援推進総合事業 | (県委託) | 高齢政策課) |
| ⑭補装具判定業務委託事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| <西播磨総合リハビリテーションセンター関係> | | |
| ①認知症疾患医療センター運営事業 | (県委託) | 健康増進課) |
| <その他施設> | | |
| ①障害者就業・生活支援センター生活支援等事業 (五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園) | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ②障害者雇用就業・定着拡大推進事業 (五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園) | (県補助) | 労政福祉課) |
| ③地域サポート施設の認証 (ことぶき苑) | (窓口) | 高齢政策課) |

【MEMO】

